

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	税法上認められている本人確認書類の範囲の拡大に係る所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>運転経歴証明書及び療育手帳について、先物取引の差金等決済をする者が商品先物取引業者等に告知をする際に必要となる本人確認書類に追加する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 商品先物取引の事務手続きの簡素化や利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、本人確認書類を規定する他の関係法令の改正に合わせて、税法上の本人確認書類も同様の扱いとなるよう措置するものである。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		政策の達成目標	個人投資家の利便性向上と事務手続きの簡素化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
		同上の期間中の達成目標	個人投資家の利便性向上と事務手続きの簡素化を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	商品先物取引の個人投資家数約 7.6 万人（平成 22 年度）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	個人投資家の利便性向上と事務手続きの簡素化が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		個人投資家の利便性向上と事務手続きの簡素化を図るため、本人確認書類を規定する他の関係法令の改正に合わせて、税法上の本人確認書類に運転経歴証明書等を追加する措置であり、妥当である。	
関連する事項	租税特別措置の適用実績	(新設要望)	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	(新設要望)
	前回要望時の達成目標	(新設要望)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新設要望)
これまでの要望経緯	なし	